1.4C			×					
1.4D			×					
1.4E			×					
1.4G			×					
1.4S								

備考　1　×印は、隔離を要することを示す。
　　2　空欄は、隔離を要しないことを示す。
　　3　隔離を要する火薬類は以下のとおり隔離すること。
　　ア）コンテナに収納する場合は、別のコンテナに収納し、他の貨物から少なくとも２m隔離すること。
　　イ）コンテナに収納しない場合は、火薬類は互いに少なくとも２m隔離し、間に他の貨物を挟むこと。

別表第十六中「喫煙用ライター（液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するものを除く。）」の項から「蓄電池（電動車椅子又は電動駆動補助具に用いられているものであって、短絡及び電池液の漏えいを生じないように措置したもの）」の項までを次のように改める。

喫煙用ライター（液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するものを除く。）又は安全マッチ（小型のもの）	１個	持込み手荷物に限る
蓄電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車であって、短絡及び電解液の漏えいを生じないように措置したもの	—	受託手荷物に限る
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車であって、電池を装置内に組み込む等短絡を生じないように措置したもの	—	受託手荷物に限る

同表「燃料電池を搭載した電子機器と予備のカートリッジ（国際電気標準会議の安全基準に適合し、「ＡＰＰＲＯＶＥＤ　ＦＯＲ　ＣＡＲＲＩＡＧＥ　ＩＮ　ＡＩＲＣＲＡＦＴ　ＣＡＢＩＮ　ＯＮＬＹ」の表示がされているものであつて、引火性液体、腐食性物質、引火性液体ガス、水反応性物質又は水素吸蔵合金のいずれかを含み、一カートリッジ当たりの燃料最大容量が、液体については200ml、固体にあっては200ｇ、液化ガスについては、カートリッジが非金属製の場合120ml、金属製の場合は200ml、水素吸蔵合金については120ml以下のもの）」の項中「持込み手荷物に限る」を「予備のカートリッジであって引火性液体、腐食性物質、引火性液体ガス又は水素吸蔵合金を含むものは、持込み手荷物又は受託手荷物。また、燃料電池を搭載した電子機器及び予備のカートリッジであって水反応性物質を含むものは、持込み手荷物に限る。」に改め、同項の次に次のように加える。

省エネルギー型の家庭用電球	—	持込み手荷物又は受託手荷物
リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を用いたＡＥＤ（自動体外式除細動器）等携帯型の医療電子機器と予備電池（リチウム含有量が８ｇ以下のリチウム金属電池又はワット時定格量が160Wh以下のリチウムイオン電池であって、短絡しないように個々に保護されているもの）	— 電子機器の数量にかかわらず、予備の電池２個	持込み手荷物に限る

別表第十八備考四の次に次のように加える。

備考５　医療用のもので小型容器に充てんして携帯する酸素又は空気、蓄電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車及びリチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車については、機長がその搭載場所を把握すること。

第四号様式の注を次のように改める。

注１　ℓは1.5センチメートル（病毒を移しやすい物質を収納した包装物に付すラベルにあっては0.75センチメートル）以上とする。
　２　本様式に代えて、ＩＳＯ780：1997の様式を用いることができる。

第四号の五様式の注を次のように改める。

注１　＊には、包装物に収納されるリチウム電池の種類（リチウムイオン電池又はリチウム金属電池）を表示すること。
　２　本様式に代えて、縦7.4センチメートル、横10.5センチメートルの様式を用いることができる。

第五号様式別表第１「１．ドラム」の項中

「

		Ｈ．プラスチック	天板
			天板

」

を

「

		Ｈ．プラスチック	天板固着
			天板取り
		Ｎ．鋼及びアルミニウム以外の金属	天板固着
			天板取り

」

固着式のもの	１Ｈ１
取り外し式のもの	１Ｈ２

を

式のもの	１Ｈ１
外し式のもの	１Ｈ２
式のもの	１Ｎ１
外し式のもの	１Ｎ２

に改める。

第五号様式（再生を行った容器及び包装の表示）の次に次のように加える。

（水素吸蔵合金システムの容器及び包装の表示）

ＩＳＯ　16111　Ｊ　⑴／⑽　ＰＨ⑼ＢＡＲ　⑽⑵

備考
１．「⑴」は、製造された年（西暦年の４桁）とする。
２．「⑽」は、製造された月とする。
３．「⑼」は、圧力差試験の値とする。
４．「⑽」は、製造者によるシリアル番号とする。
５．「⑵」は、鋼製シリンダー又は鋼製内張りを有した複合シリンダーの場合、「Ｈ」の文字を表示する。
６．耐用年数が限られた水素吸蔵合金システムを使用する場合、⑴の前に「ＦＩＮＡＬ」の文字を表示する。